

平成 24 年 8 月 1 日

セクシュアルハラスメントは許しません！！

株式会社 NSK 代表取締役 酒井 かおり

1. 職場におけるセクシュアルハラスメント

労働者の個人として尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

2. 我が社は下記の行為を許しません

「就業規則第 14 条第 6 項、業務を妨害し、又は、会社内の風紀秩序を乱さない行為」とは、次のとおりです。

- ① 性的な冗談、からかい、質問
- ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- ③ その他、他人に不快感を与える性的な言動
- ④ 性的な噂の流布
- ⑤ 身体への不必要な接触
- ⑥ 性的な言動により社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- ⑦ 交際、性的な関係の強要
- ⑧ 性的な言動に対し拒否を行った部下等従業員に対する不利益取扱い等
- ⑨ その他前各号に準ずる性的な言動を行うこと

3. この方針の対象

正社員、派遣社員、パート、アルバイト等当社において働いている方全て、また、顧客、取引先の社員の方等を含みます。相手の立場に立って、普段の言動を振り返り、セクシュアルハラスメントのない、快適な職場を作っていきましょう。

4. 懲戒処分 セクシュアルハラスメントの行為者に対しては懲戒処分を行います。

5. 相談窓口

職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談（苦情を含む）窓口担当者は次の者です。電話、メールでの相談も受け付けますので、一人で悩まずにご相談下さい。

又、上記 2 に当たるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

携帯電話番号 090-3169-0740 メールアドレス sakai@nsk-job.jp (女性)

090-5245-0805 メールアドレス konaka@nsk-job.jp (男性)

☆相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはおこないません。

☆相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談下さい。